

令和8年患者調査 提出手順書・検討事項

調査日: 令和8年10月20日(火) / 一般診療所票(外来) 施設番号093 / 更新 2026-09-02

1. 全体の流れ

・【事前】過去の第3火曜日で「取込 → テキスト生成 → xlsx読み込み」を一度通しておく。

・【10/20】通常どおり診察。

・【～11月上旬】ORCAに 10/20

に診察した全患者（訪問診療・往診・外来・訪問看護・電話再診）を登録する。

・【以降～締め切り】訪問統合レポートでテキスト生成し、目視で修正（副傷病名など）→ 電子調査票(xlsx)に読み込み → オンライン回答送信。

〔ソース〕送信は10/24以降可（電子調査票利用ガイドP12）。締め切りは保健所ごとに設定（e-surveyログイン画面に表示）。

2. 対象患者の定義

調査票に載せるのは、ORCAで当日に次のいずれかの算定がある患者（スケジュール掲載にかかわらず）。

・診察本体コード1（訪問診療・往診・初診・再診）→ 種別 5/4/1/3

・訪問看護・指導料のみの日 → 種別「6 医師以外の訪問」として含める（医療保険での訪問看護も対象）。

〔ソース〕手引P25: 6 医師以外の訪問 = 「定期的に医師・歯科医師以外の者が訪問して実施される場合」。同ページ冒頭に「※必ずしも、診療報酬請求上の取り扱いとは一致しません」とあり、保険制度上の建付けではなく実施形態で判断する。

・電話等再診 → 種別「3 通院（再来）」として含める。

〔ソース〕質疑応答 問22「電話再診の場合、外来の種別はどれに該当するか」→
〔答〕『再来』の『通院』に該当します。

・検査のみ・処方のみ等の患者は含めない。

・特にスケジュール外の患者（臨時往診・飛び込み外来）に注意 — レポートで「予定外」バッジ表示される。

〔ソース〕同日に複数種別が重複した場合は最初に診療等を行ったものを選ぶ（質疑応答 問23）。当院システムは医師の診察を優先。

3. 施設住所の扱い

患者の住所 = 入居施設の所在地。同じ施設の患者は全員同じ。

・大阪の施設（ニチイメゾン神田＝池田市、リアンレーヴ大阪弁天町）だけ「2 別・大阪」。それ以外の施設は「1 同（兵庫）」。

〔ソース〕手引P22「保険証の住所と実際に住んでいる場所が異なる場合は、実際に住んでいる場所を優先します」→ 入居者が実際に住んでいるのは施設。

4. 紹介受診の扱い

「初診時」にどこから紹介されたかを記入（再来かどうかは無関係）。不明なら8でよい。

・デフォルトで全員「8 紹介なし」で出力 → ***重要***

担当者が目視・手動で修正する必要あり（病院から=1、診療所から=2、ケアマネ・施設経由=7）。

〔ソース〕手引P38「外来の場合は初診時の紹介の状況を記入します」「8 紹介なし = 紹介がない、または不明の場合」。

5. 公費の扱い（その日のレセプト保険組合せで判定）

当日のレセプトで使った保険組合せに入っている公費で、Ⅱ欄(08～11)を判定する。当院に実在する公費の区分は以下で確定。

ORCAの公費	調査票Ⅱ欄	根拠（ソース）
054 難病（指定難病）	11 その他の公費負担	Ⅱの選択肢は08感染症法/09障害者総合支援法/10生活保護法の限定列挙で、難病法はいずれにも該当しない → 11（調査票様式・手引P21）
158 高齢障身・159 加西障知 （兵庫県等の重度障害者医療費助成）	11 その他の公費負担	手引P37 記入例5: 自治体による医療費助成（乳幼児医療等） → 「11 その他の公費負担によるもの」に○
012 生活保護	10 生活保護法（医療扶助）	選択肢10そのもの。生保単独（主保険なし）の場合、Ⅰへの回答は不要（手引P20 ※2）
021 精神通院・015 更生・016 育成 （自立支援医療）	09 障害者総合支援法	選択肢09の括弧書き（育成医療、更生医療、精神通院医療）そのもの
972 長期（マル長・特定疾病療養）	Ⅱに書かない	手引P37 記入例7: 透析で特定疾病療養費制度の適用を受ける患者 → Ⅰの主保険のみ○（公費負担医療ではなく高額療養費の制度）

6. 支払方法（医療保険・介護保険）の扱い

支払方法は「調査日の診療費を何で支払ったか」で判定する。

【ソース】質疑応答 問27「診療費等支払方法については、受療の状況で選択したものにかかわらず、調査日に支払いをした方法を全て選択してください」。

・「3 介護保険」に○するのは、調査日当日に介護保険サービス（居宅療養管理指導）の算定がある場合のみ。当院では医師の訪問診療日がこれに当たり、「2 医療保険等」と両方に○になる。

・訪問看護のみの日は「2 医療保険等」のみ。医療保険の訪問看護・指導料で行っており、その日の診療費に介護保険は使われていないため、「3 介護保険」には○しない。

・電話再診・外来のみの日も同様に「2 医療保険等」のみ。

7. 参照資料

・電子調査票利用ガイド(Excel提出) / 調査の手引(一般診療所用) / テキストファイル作成要領(text-clinic_r8)
ー C:\¥MyApp¥kanja_tyousa¥R8 に保存済み。

・業務ダッシュボード「訪問統合レポート」(lan.ohanac.app/visit-report) ー
取込・チェック・印刷・テキスト出力はすべてここから。